研修認定薬剤師等の認定取消について

令和５年２月20日

公益財団法人日本薬剤師研修センター

次の者について、令和５年２月13日付けで研修認定薬剤師の認定を取消したが、廃棄したとの理由で認定証を返納しないため、研修認定薬剤師制度実施要領第26条第１項(3)の規定により、次のとおり氏名をホームページに掲載する。

なお、掲載期間は令和５年４月23日までとする。

認定を取消した者の氏名　　酒井智史